

1 概要

&HAUS の登録飼い主（以下「会員」といいます。）が、入院または災害被害の場合にペットを一時的に施設へ預入れる必要が生じた際の費用の支出もしくは負担による損害に関して、引受保険会社を SBI リスタ少額短期保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を運営元、被保険者を会員とする費用・利益保険契約に基づき、引受保険会社から一定額を上限とする保険金が支払われるサービスを行います。

2 補償内容および保険金額の設定方法等

① 補償内容

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

■ 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかの事故により、これを直接の原因としてペット※をペット専用施設に預けたことにより、被保険者がペットの飼育費用および移送費用の支出を余儀なくされることによって被る損害に対して、保険金を支払います。

※ペットとは、愛がん動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として、家庭等で飼養、管理されている犬または猫をいいます。

- ・ 被保険者の傷害または疾病による入院開始。ただし、入院が継続して7日以上に及んだ場合に限るものとし、検査のための入院または保険期間開始前にすでに予定されていた入院を除きます。
- ・ 火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波等の災害による、被保険者の平時居住する家屋の罹災。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2に規定する罹災証明書が交付された場合に限るものとします。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 被保険者もしくはこれらの方の法定代理人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ・ 治療を目的として被保険者以外の医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用
- ・ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - － 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - － 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - － 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ・ 頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 等

② お支払いする保険金の額

1回の事故につき支払う保険金の額は、次の額とします。

- ・ ペットの飼育費用：ペット1頭につき1日あたり580円。（179日限度）
- ・ ペットの移送費用：ペット1頭につき1回の預け入れのための移送あたり5,000円

③ 保険金の限度額

1回の事故につき支払う保険金の限度額は108,820円とします。

(飼育費用103,820円(日額580円×179日分)＋移送費用5,000円)

④ 補償期間

会員は、会員契約締結期間中に生じた事故について、費用・利益保険を利用できるものとします。

3 保険金請求の際に必要な書類について

会員が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち、引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。提出必要書類をご提出いただけない場合は、保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

保険金請求書	
証拠書類	
(1) 入院の場合	① 引受保険会社書式または医療機関の発行する診断書 (医療機関の名称および医師の署名済のもの) ② 入院開始日および入院日数を記載した医療機関の証明書類
(2) 家屋の罹災の場合	① 引受保険会社の定める事故状況報告書 ② 警察署、消防署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書 ③ 罹災証明書
その他引受保険会社が定めた資料	

4 相談・苦情・連絡窓口について

SBI リスタ少額短期保険 お客様サービスセンター TEL 0120-431-335 受付時間：土・日・祝日を除く 10：00～17：00 補償内容・ご契約内容等に関するお問い合わせは、お客様サービスセンターにて承ります。
一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関) TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 通常受付時間：9時～12時、13時～17時 受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く) 少額短期ほけん相談室は、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般に関するご相談・ご照会・苦情処理および紛争解決を行うことを目的として日本少額短期保険協会が運営する機関であり、引受保険会社が「手続実施基本契約」を締結する指定紛争解決機関です。お客様と引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、日本少額短期保険協会のWEBサイトにてご案内しております。

以上

募集文書番号：BS06-2021-2416